

○南伊勢町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年9月27日

告示第107号

改正 平成29年2月7日告示第13号

平成29年3月21日告示第39号

平成30年7月31日告示第62号

平成30年11月6日告示第87号

令和元年9月26日告示第17号

令和3年4月1日告示第48号

令和3年10月21日告示第125号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町において地域の高齢者の状況把握に努め、支援を必要とする高齢者については、適切な医療、介護、生活支援、予防等のサービスにつなげるため、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。

(総合事業の種類)

第2条 この告示において総合事業とは、次に掲げる事業とする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等(法第7条第4項に規定する要支援者に相当するものをいう。以下同じ。)に対して必要な支援を行う法第115条の45第1項第1号に規定する事業(以下「第1号事業」という。)

(2) 一般介護予防事業

住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う法第115条の45第1項第2号に規定する事業(以下「第2号事業」という。)

(総合事業の対象者)

第3条 この告示において第1号事業の対象者(以下「第1号事業対象者」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する被保険者(法第115条の45第1項に規定する被保険者をいう。以下同じ。)とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリスト(以下「基本チェックリスト」という。)により事業対象基準に該当した第1号被保険者

2 この告示において第2号事業の対象者(以下「第2号事業対象者」という。)とは、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(総合事業における地域包括支援センターの役割)

第4条 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターは、介護予防に関するサービスの利用相談を受け付けた際には、第1号事業、要介護認定等の申請、第2号事業等について説明を行うものとする。この場合において、第1号事業については、その目的や内容、メニュー、手続等について、十分説明を行うとともに、次に掲げる事項について、説明を行うものとする。

(1) 第1号事業のみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者の要件を確認することにより、迅速な第1号事業の利用が可能であること。

(2) 第1号事業対象者となった後又は第1号事業の利用の開始後においても、必要なときは要介護認定等の申請が可能であること。

第2章 介護予防・生活支援サービス事業（「第1号事業」）

(第1号事業の構成及び内容)

第5条 第1号事業の構成は次のとおりとし、当該各号の事業の内容は別表第1-(1)から第1-(4)までに定めるとおりとする。

(1) 第1号事業対象者の介護予防を目的として、その居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(以下「訪問型サービス」という。)。 別表第1-(1)

(2) 第1号事業対象者の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(以下「通所型サービス」という。)。 別表第1-(2)

(3) 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は訪問型サービス若しくは通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められる第1号事業対象者の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業(以下「生活支援サービス」という。)。 別表第1-(3)

(4) 第1号事業対象者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防

支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、当該対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス又は生活支援サービスその他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)。 別表第1-(4)(サービス提供者)

第6条 第1号事業のサービス提供者は、法第115条の45の3第1項の規定に基づき町長が指定する者(以下「指定事業者」という。)、町の補助又は委託を受けサービスを提供する団体及び保健・医療・福祉の専門職とする。

2 指定事業者の指定に関する基準及び指定等に関し必要な事項は、別に定めるところによる。
(利用の手続)

第7条 第1号事業を受けようとする者は、地域包括支援センターに基本チェックリストを提出するものとする。

2 第3条第1項第2号に規定する基本チェックリストによる要件の確認は、原則、本人との面接にて行う。ただし、本人が入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等の場合は、電話又は家族の来所による相談に基づき、本人の状況及び相談の目的等を聞き取るものとする。

3 基本チェックリストの実施結果により第1号事業対象者に該当し、介護予防ケアマネジメントを受けることを希望する者は、南伊勢町介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(以下「届出書」という。)(様式第1号)を町長に提出する。

4 町長は、前項に規定する届出書の提出を受けたときは、受給者台帳に登録し、被保険者証を発行するものとする。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第8条 前条第3項の規定する届出書の提出のあった者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施するものとする。

2 地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、この事業の一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(第1号事業費の支給)

第9条 町長は、指定事業者が行う第1号事業の利用者に対し、第1号事業費を支給するものとする。

2 第1号事業の支給額は、別表第1に定める単位数に次項の1単位当たりの単価を乗じて得た額の100分の90(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である第1号事業対象者に

あつては、100分の80とし、同条第2項の規定を適用する場合においては、100分の70)とする。

3 1単位当たりの単価は、10円とする。

4 町長は、法第115条の45の3第3項の規定に基づき、第1号事業を利用した第1号事業対象者に代わり、指定事業者に第1号事業費を支払うものとする。

5 町長は、法第115条の45の3第6項の規定に基づき、同条第5項に規定する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(加算を含めた事業費の上限)

第10条 別表第1-(1)の訪問型サービスの緩和した基準によるサービス(訪問サービスA)に係る距離加算を含めた事業費、及び別表第1-(2)の通所型サービスの緩和した基準によるサービス(通所サービスA)に係る送迎加算を含めた事業費については、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」)の規定に基づき、旧介護予防訪問介護等に係る単価を上限とする。

(訪問サービスB及び生活支援サービスへの補助)

第11条 町長は、訪問型サービス及び通所型サービスのうち住民ボランティア・住民主体の自主活動(訪問サービスB)をする団体、並びに生活支援サービスをする団体に対し、それぞれ別表第1の定める基準にしたがい、事業実績に基づき補助するものとする。

(事業対象特定有効期間)

第12条 第1号事業対象者の特定有効期間は2年間とする。

第3章 一般介護予防事業（「第2号事業」）

(第2号事業の目的)

第13条 第2号事業対象者の介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、第1号被保険者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発並びに地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的として、第2号事業を行う。

(第2号事業の実施)

第14条 第2号事業として次の事業を実施することができる。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業

(4) 一般介護予防事業評価事業

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項各号に掲げる事業は、別表第2により実施するものとする。

3 第2号事業の実施にあたっては、総合事業に関する理解を深め、町内の各日常生活圏域における第1号事業の実施状況並びに介護予防及び生活支援に資する活動がどのように実施されているか等、適宜その把握に努め、事業を実施するとともに、地域において育成されたボランティア又は地域活動組織を第1号事業対象者とならなくなった第1号被保険者の支援のために積極的に活用するなど、第1号事業との連携に努めることとする。

第4章 その他

(支給限度基準額)

第15条 支給限度基準額については、別表第3に定めるとおりとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第16条 法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を支給するものとする。

(苦情処理)

第17条 利用者及びその家族からの総合事業に関する苦情に迅速にかつ適切に対応するために、地域包括支援センターに相談窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

南伊勢町介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被保険者番号	
フリガナ			
		個人番号	
生 年 月 日		性別	
明・大・昭 年 月 日		男・女	
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名	介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	〒	—
		電話番号 ()	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地	〒	—
		電話番号 ()	
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (令和 年 月 日付)			
南伊勢町長 宛て 上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は 介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。 年 月 日 住 所 南伊勢町 被保険者 氏 名 電話番号 ()			
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号		

- (注意) 1 この届出書は介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに南伊勢町へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず南伊勢町へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

別表第1-(1)

訪問型サービス

		町が指定する訪問介護事業者が提供するサービス		住民ボランティア・住民主体の自主活動 (訪問サービスB)
		現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス(訪問サービスA)	
サービス内容		訪問介護員による身体介護、生活援助 ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●薬の受け取り ○入浴の介助(見守り) ○外出の見守り など	訪問介護員による生活援助 ※入浴、外出、排泄、服薬介助などの身体介護は原則対象になりません。(緊急に必要な場合は提供) ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●薬の受け取り など	住民ボランティアによる生活援助 ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や配下膳 ●洗濯物干しやとり込み ●ふとん干しやとり込み ●郵便物の確認 ●薬の受け取り、服薬の声かけ ●ゴミだし など 1回 15分以内、1日 4回まで (連続したサービス利用を妨げない)
対象にならないサービス		本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象になりません ・本人以外の家族のための家事・模様替え・草むしり、花木の手入れ ・来客の対応・ペットの世話・洗濯・大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など		
利用者負担額		1割(ただし、一定以上所得の方は2割又は3割)	1割(ただし、一定以上所得の方は2割又は3割)	50円/回
訪問型サービスの基準	人員	①管理者 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の実務に従事した介護職員初任者研修等修了者】	①管理者 専従1人以上 ②従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者】 ③訪問事業責任者 従事者のうち1人以上必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業者等の職務に従事可能	①従事者 必要数 【資格要件:一定の研修を受講し、賠償責任保険に加入している者】
	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品
	運営	①運営規定等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者または従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者または従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供
	事務	⑦個別サービス計画の作成	⑤個別サービス計画の作成	
報酬		訪問Ⅰ(週1回程度) :月1,176単位、1日39単位 訪問Ⅱ(週2回程度) :月2,349単位、1日77単位 訪問Ⅲ(週3回程度) :月3,727単位、1日123単位 訪問Ⅳ(週1回程度) :268単位/回(月4回まで) 訪問Ⅴ(週2回程度) :272単位/回(月5~8回まで) 訪問Ⅵ(週3回程度) :287単位/回(月9~12回まで) 短時間(20分未満) :1回167単位(月22回まで)	訪問Ⅰ(週1回程度) :月941単位、1日31単位 訪問Ⅱ(週2回程度) :月1,879単位、1日62単位 訪問Ⅲ(週3回程度) :月2,982単位、1日98単位 訪問Ⅳ(週1回程度) :214単位/回(月4回まで) 訪問Ⅴ(週2回程度) :218単位/回(月5~8回まで) 訪問Ⅵ(週3回程度) :230単位/回(月9~12回まで) 短時間(20分未満) :1回134単位(月22回まで)	1回:20単位(200円) 1日80単位(20単位×4回)まで ※団体の代表者に月毎に補助する
		特別地域加算 :所定単位数の15%加算 中山間地域等における小規模事業所加算 :所定単位数の10%加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 :所定単位数の5%加算 初回加算 :200単位加算 生活機能向上連携加算Ⅰ :100単位加算 生活機能向上連携加算Ⅱ :200単位加算 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員改善加算(Ⅰ) :所定単位数の13.7%加算 (2)介護職員改善加算(Ⅱ) :所定単位数の10.0%加算 (3)介護職員改善加算(Ⅲ) :所定単位数の5.5%加算 (4)介護職員改善加算(Ⅳ) :(3)で算定した単位数の90%加算 (5)介護職員改善加算(Ⅴ) :(3)で算定した単位数の80%加算 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) :所定単位数の6.3%加算 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) :所定単位数の4.2%加算 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 :基本単位数の70% 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 :基本単位数の90%		
			距離加算 :20単位/回加算	距離加算 1km~10km :5単位/回加算 10km以上 :10単位/回加算 ※ただし、連続したサービス利用の場合は1回と換算する

別表第1-(2)

通所型サービス

		町が指定する通所介護事業者が提供するサービス		住民ボランティア・住民主体の自主活動 (通所サービスB)
		現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス(通所サービスA)	
サービス内容	●体操(生活機能向上) ●レクリエーション ○入浴 ●食事 など	●体操(生活機能向上) ●レクリエーション ●食事 など	●体操(生活機能向上) ●レクリエーション ●食事 など	●体操(生活機能向上) ●レクリエーション など
送迎	自宅からデイサービスの間の送迎を行うことを基本とする。	送迎はなし。ただし、送迎を行った場合は加算がつく。	送迎はなし。ただし、送迎を行った場合は加算がつく。	送迎なし
利用者負担額	1割(ただし、一定以上所得の方は2割又は3割)	1割(ただし、一定以上所得の方は2割又は3割)	1割(ただし、一定以上所得の方は2割又は3割)	1回 200円
通所型サービスの基準	人員	①管理者 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ②生活相談員等 専従1人以上 ③看護職員 専従1人以上 ④介護職員 ～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人につき 専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤) ⑤機能訓練指導員 1人以上	①管理者 専従1人以上 ②従事者 ～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人につき必要数 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業者等の職務に従事可能	①従事者 必要数 ※賠償責任保険に加入していること
	設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要その他の設備・備品	①サービスを提供するために必要な場所 ②必要な設備・備品	①サービスを提供するために必要な場所 ②必要な設備・備品
	運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者または従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者または従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供
	事務	⑦個別サービス計画の作成	⑤個別サービス計画の作成	
報酬	通所Ⅰ(週1回程度) :月1,672単位、1日55単位 通所Ⅱ(週2回程度) :月3,428単位、1日113単位 通所Ⅲ(週1回程度) :384単位/回 (月4回まで) 通所Ⅳ(週2回程度) :395単位/回 (月5～8回まで)	1回4時間以上 通所Ⅰ(週1回程度) :月1,338単位、1日44単位 通所Ⅱ(週2回程度) :月2,742単位、1日90単位 通所Ⅲ(週1回程度) :307単位/回 (月4回まで) 通所Ⅳ(週2回程度) :316単位/回 (月5～8回まで) 【短時間】1回2時間以上 通所Ⅰ(週1回程度) :月669単位、1日22単位 通所Ⅱ(週2回程度) :月1,371単位、1日45単位 通所Ⅲ(週1回程度) :154単位/回 (月4回まで) 通所Ⅳ(週2回程度) :158単位/回 (月5～8回まで)	1回2時間以上、週1回以上の開催 1回3人以上の対象者の参加が必要 毎回、健康づくりのための体操を行うこと :月10,000円の補助	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 :所定単位数の5%加算 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 (週1回程度)376単位減算 (週2回程度)752単位減算 生活機能向上グループ活動加算 :100単位加算 運動器機能向上加算 :225単位加算 若年性認知症利用者受入加算 :240単位加算 栄養アセスメント加算 :50単位加算 栄養改善加算 :200単位加算 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(Ⅰ) :150単位加算 (2)口腔機能向上加算(Ⅱ) :160単位加算 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)運動器機能向上及び栄養改善 :480単位加算 (Ⅰ)運動器機能向上及び口腔機能向上 :480単位加算 (Ⅰ)栄養改善及び口腔機能向上 :480単位加算 (Ⅱ)運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 :700単位加算 事業所評価加算 :120単位加算 サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) : (週1回程度)88単位加算 (週2回程度)176単位加算 (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) : (週1回程度)72単位加算 (週2回程度)144単位加算 (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) : (週1回程度)24単位加算 (週2回程度)48単位加算 生活機能向上連携加算Ⅰ :100単位加算(3月に1回を限度) 生活機能向上連携加算Ⅱ :200単位加算 運動器機能向上加算を算定している場合 :100単位加算 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) :20単位(6月に1回を限度) (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) :5単位(6月に1回を限度) 科学的介護推進体制加算 :40単位加算 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員改善加算(Ⅰ) :所定単位数の5.9%加算 (2)介護職員改善加算(Ⅱ) :所定単位数の4.3%加算 (3)介護職員改善加算(Ⅲ) :所定単位数の2.3%加算 (4)介護職員改善加算(Ⅳ) : (3)で算定した単位数の90%加算 (5)介護職員改善加算(Ⅴ) : (3)で算定した単位数の80%加算 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) :所定単位数の1.2%加算 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) :所定単位数の1%加算 利用者の数が利用定員を超える場合 :基本単位数の70% 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 :基準単位数の70%			
		送迎加算 :20単位/回加算		

		栄養改善を目的とした配食
サービス内容	栄養バランスのとれた食事を定期的に居宅に配達し、併せて安否の確認を行う	
自己負担	1回 400円	
サービスの基準	人員	①管理者 専従1人以上 ②従事者 必要数 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
	設備等	①調理施設及び必要な設備・備品を有すること ②食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定める営業許可を受けること ③食品衛生関係法令及び保健所の指導を遵守し、調理施設の衛生管理に努めること
	運営	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供
報酬	1回 400円	

類型	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
	(原則的なケアマネジメント)	(簡略化したケアマネジメント)	(初回のみケアマネジメント)
プロセス	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング	アセスメント →ケアプラン原案作成 (→サービス担当者会議【必要時】) →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 (→モニタリング【必要時】)	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始
サ ー ビ ス 利 用 す る	指定事業者のサービス	委託・補助のサービス	委託・補助のサービス
			一般介護予防事業
運 営 の 基 準	① 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ② 従事者または従事者であった者の秘密保持 ③ 事故発生時の対応 ④ 廃止・休止の届出と便宜の提供	① 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ② 従事者または従事者であった者の秘密保持 ③ 事故発生時の対応 ④ 廃止・休止の届出と便宜の提供	① 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ② 従事者または従事者であった者の秘密保持 ③ 事故発生時の対応 ④ 廃止・休止の届出と便宜の提供
報 酬	基本報酬:438単位/月 初回加算:300単位加算 委託連携加算:300単位加算 ↓ 初回:7,380円/月 継続:4,380円/月 委託連携:7,380円/月	基本報酬:307単位/月 初回加算:300単位加算 ↓ 初回:6,070円/月 継続:3,070円/月	基本報酬:132単位 初回加算:300単位加算 ↓ 4,320円 初回1回のみ

別表第2

一般介護予防事業

事業	内容	
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・町民包括評価事業 ・高齢者訪問事業
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ食生活教室 ・げんき測定会 ・健康講話 ・さんさん教室
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・えるがあ教室 ・はつらつ健脚運動 ・いきいきサロン(各地区で実施)
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。	
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へリハビリ専門職等による助言等を実施する。	

別表第3

支給限度基準額

区 分	支給限度基準	支給限度額
要支援1	月 5,032単位	月 50,320円
要支援2	月 10,531単位	月 105,310円
基本チェックリスト該当者	月 5,032単位	月 50,320円
	※ただし、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるケース等は、支給限度基準を月10,531単位(支給限度額を月105,310円)とする。	